http://www.kamagasaki-forum.com/rojo/

なにわ路情

野宿考ジャーナル
創刊号（隔月刊）

「なにわ路情」がめざすもの

- 野宿生活者の生活や声をとりあげ、ともに考える新聞です。
- 脱野宿のきっかけとなるような紙面づくりを心がけています。
- 今までのこと、そしてこれからのこと、いっしょに考えていきませんか。

再起かけた強い志

～夜まわりで出会ったAさん兄弟の思い出

■木曜夜まわりの会／小川裕子

楊枝と竹ひご製の「五重の塔」。尾根に微妙な曲線が施されたAさんの力作

大阪市西成区の釜ヶ崎では、野宿状態にある人たちの健康状態などを尋ね歩く夜まわりが、さまざまな団体によって定期的に行われています。毛布や食料を持参し、健康状態に応じて医療機関や福祉につなぐ窓口の役割も果たします。長年、夜まわりに関わる小川さんは、そこで出会ったAさんの人柄を、今も忘れられないでいます。

雲の上を歩くような

私たち夜まわりのメンバーが、Aさんに声をかけたのは1995年の冬。Aさんは当時52歳だったが、肩を貸さなければほんの100メートルも歩けないほど衰弱していた。翌朝、私が一時宿泊施設に付き添い、すぐに入院となった。

最初に入院した河内松原の病院に、私たちは月1回のペースでお見舞いに行った。そのつどAさんは、郷里・熊本の思い出などをぽつりぽつりと話し、いつも手足のしびれを訴えた。「雲の上を歩くように、ふらぁふらぁとなる…昔、よく見かけた水俣病（みなまたびょう）の症状にそっくりなんですわ。実家が漁師やったから、不知火海（しらぬいかい）の魚を毎日食べてたしね…」

当時、大学生だった私は、水俣病について教科書程度の知識しかなかった。調べてみると、特定の病院で診断のための検査を行っているという。私が付き添って…」と思ったが、自分の就職活動などで忙しくしているうちに、結局、診断を受けないままになってしまった。私の中にも「まさか水俣病ではないだろう」という思いがあったのかもしれない。

「もう一度、仕事がしたい」

その後、Aさんは大阪府内に住む母親・兄弟のもとに戻り、複数の病院に入退院を繰り返した。Aさんがお酒の問題を抱えていることや、過去にはそれが原因で家族と別れたことなどを知ったのはそのころだ。それでもAさんが長引く闘病生活に耐えられたのは、「病気になんか負けたくない。もう一度、仕事がしたい」という思いが強かったからだろう。他人にやれて、できないことはない」という祖母の教えを支えに、現役時代から鳶（とび）の技術を磨き、人の倍以上を稼いでいた親分肌のAさんこその気力だった。

私たちの面会の後には必ず手紙が送られてきたが、そこには再起の願いとともに、仕事で疲れた私を励ます言葉もあった。小川さん、人間、忙しいときが一番です。私のように病院生活が長びくと、仕事している人たちがうらやましくて仕方ありません。私も一日も早く身体が良くなるよう、がんばります」。見舞う側が逆に元気づけられた。

しかし、どの病院でも、Aさんの手足のしびれに対して、十分な説明や治療はされなかったようだ。便りには「思うように歩けないのですが、と先生に何度も聞くのですが、はっきり返事がありません。ぼくの考えでは、水俣病のためじゃないかと思うのです」と、病院への疑問や不信感が書かれていた。そんな焦りの中で自主退院を繰り返すうちに、お酒の問題がふたたび深刻になり、母親・兄弟との関係も疎遠になっていった。

入院中、そんな複雑な思いを紛らわすかのように、Aさんは楊枝（ようじ）と竹ひごで「五重の塔」を作り、私たちや病院の人に贈ってくれた。中学生のときに自ら設計図を引いて作ったことがあるというが、本格的で、見事な作品だった。

偶然の出会い

Aさんの治療への疑問もあり、私たちは年に数度のお見舞いを続けた。しかし2000年1月、Aさんは、転院7軒目の病院で脳出血のため、誰に見守られることもなく亡くなった。6人いると聞いていた兄弟はもちろん、郷里の熊本にいる娘さん2人にも会えないままの、淋しい最期だった。

それから3年後、いつもの夜まわりで、脱水症状に近い男性と出会った。なぜかその人が気にかかり、後日、他のメンバーと様子を見に行った。聞けば、姓はAさんと同じで、面影も話し方も似ている。もしや、と確認してみると、Aさんの弟さんだった。「：そうですか、兄貴が世話になっていましたか」。その後、この弟さんを見かけることはなかったが、私たちはお兄さんの最期の様子を伝えることができただけで、『かった』と安堵した。

時代は移り、野宿という現実をめぐる状況も当時とはずいぶん変わったが、Aさんの「五重の塔」の一つは、今も変わらず私たちの活動場所に飾られている。夜まわりのみなさん、いつまでも元気で、西成労働者のため、強く生きてください。人間として生きたら、良い日も必ず、必ず来ます』。かつてAさんが手紙に綴った言葉そのままに、私たちを見守ってくれている。

紙面

2	住民票さえとりもどせばいつでも復帰できるのに	3	●資料●　ホームレス自立支援法全文(2)
2	一人暮らしは不安、短時間でも働きたい	4	こちら路上医療相談室
2	技能講習のお知らせ	4	●編集後記●　創刊にあたって・・
3	野宿生活者全国で2万 5千人	4	『カマやんと八起さん』 ありむら潜

発行元
NPO元気百倍ネット
なにわ路情編集局

〒530-8090　大阪中央郵便局留
ＮＰＯ元気百倍ネット
「なにわ路情編集局」係
tel　06－4397－9305
e-mail　rojoinfo@zap.att.ne.jp
http://www.kamagasaki-forum.com/rojo/

こちら路上医療相談室

やすだ せいいちろう（医師・ききとりの会メンバー）

第2回　野宿生活から医療を受けるには（通院の場合）

通院が必要なとき

野宿生活では軽い火傷や傷から大事に至ることもありますので消毒に通う必要があります。以前に高血圧などの病気で薬を内服していた方も治療の継続が必要です。また、本来なら入院が必要な方の中にも様々な理由から入院を希望されない方がいますが、せめて通院はしていただきたいと思います。

野宿から通院するには

最寄りの「区役所福祉事務所」に相談にいくことが原則ですが、通院まで結びつかないこともよくあります。その時でも、相談内容は記録として残りますからあきらめずに相談に通い続けることも大切です。身体を治して以前の生活に戻りたいことを粘り強く説明して下さい。以前通院していたときの病状、服薬内容や現在の症状を具体的に話しましょう。また、自分の受けられる制度をしっかり知っておくことも大切です。活用できる制度のひとつは「生活保護法」の中にある「医療扶助」です。比較的若い方の場合は年令を理由に却下されることが多いのですが、生活保護法には本来年令制限のような規定はありません（実際、救急車で搬送されて消毒など外来通院で済まされる場合、治療費用は生活保護の医療扶助から支払われています）。

もう一つの制度は「無料低額診療事業」です。無料低額診療事業とは、経済的理由により、適切な医療などを受けられない方々に対して、安心して良い治療を受けていただくため、無料又は低額で診療などを行う事業です」（大阪府健康福祉部パンフより）。北・中央・天王寺・浪速・西成区などに医療機関があります。診療費用は全額医療機関の負担です。住民票のない場合は、福祉事務所などからの紹介を原則としているところが多いようです（「区福祉事務所に「無料低額診療券」を預けていたりします）。ただし、この制度は慢性の病気で定期的な通院が必要な場合は難しい場合があります。

定期的な通院も比較的受け入れてくれる医療機関としては、西成区のJR新今宮駅前にある「大阪社会医療センター付属病院」があります。国民健康保険などがある方は直接受診する事ができます。健康保険を持たない場合は、同じ建物の2Fにある「西成労働福祉センター」に相談にいき、「診療依頼書」を発行してもらう必要があります（いずれも、土午後・日・祝日はお休みです）。診療費用については全額貸付制度を利用することができます。原則としてあいりん地区周辺の方々を対象にした制度ですので、「どの辺りで野宿していますか？」と聞かれることはあるかと思います。

さいごに

慢性の病気を抱える野宿生活者が通院しつづけることは、制度上の理由から本当に困難が伴います。通院をあきらめている野宿生活者の病状が悪化して、将来脳卒中や失明などを合併した時の医療費を考えれば、無料低額診療事業」などの活用を含めて野宿しながら安心して通院できる制度の確保が求められると思います。

●無料低額診療を受けるための手順

通院が必要な病気・けがなどをお持ちの方
▼
最寄りの福祉事務所で相談してください
大阪社会医療センターに受診する場合は西成労働福祉センターあるいは大阪市立更生相談所へ。いずれもあいりん地区内にあります
▼
治療が必要と認められたら福祉事務所から「無料低額診療券」が発行されます
▼
「無料低額診療券」を持って指定された医療機関で受診して下さい

カマやんと八起さん
ありむら潜
編集部
「なにわ路情」を読む300部大至急配達してくれ！
やるもやった
よっしゃ
従にたのまれ
NPO
あっと言う間にとどけて
ほんまにつかれた木曜
なぜ
なにしてまで
なぜ
なにしてまで
なぜ
なにしてまで

聞き書き

住民票さえとりもどせばいつでも復帰できるのに

川棚昭さん54歳・仮名

震災で狂ったね。自分の住んでいるアパートが壊れ、ほうほうの体で、アパートを脱出。営業マンとして働いていた会社の入居していたビルも壊れ、社長はそれから精神バランスを崩し、会社は営業停止。あの時そのまま神戸におればよかったのに、震災の補償金も手に入ったはずなのに。住民票を持っていなかったことだけで、神戸を去ってしまった。

営業マンで働いているときに、離婚し子供とも別れ、戸籍を生まれ故郷の九州に戻そうと思い、住民票を抜いて、郷里に帰った。実家は何と廃屋に。兄が土地も家屋も財産も食いつぶしてしまっていた。呆然としてしまった。そのまま住民票を持ったまま、郷里で住民登録もせず、また舞いもどる。住民票のいらないパチンコ店に住み込みでG市で働き始めるが、1年後に全国展開の異動を求められ、それはいやだと断った。もちろん退職金なし。50万円だけもって、G市の安ホテル住まいに。23回も職安通いしてもだめ、一度たこ部屋も経験したが一晩で逃げ出す。貯金も底をついて2000円だけに。

もうこれはアルミ缶集めして野天で暮らすしかないと、この金でブルーシートを買った。場所の品定めに、河川敷下流から橋の下や、茂みなどにいる先住者を見分して、住む場所を探し始める。先に住んでいる人間の顔を見ながら、かなり上流で、この人たちとなら住めるということで、早速その3人に、近所で買った一升瓶で世話になるからとあいさつした。以後丸々4年経った。

九州の人間は人がいいんだよ、世話好き。借金どころか、貸した金はなんぼあることやら。全部貸し倒れ。困っている人がまわりにいたら、テントや小屋作るの手伝ったり、前には暴走族もときどきやって来て、テントに火をかけたりシンナー吸ったりもしてたから、一人で彼らを諭しにいったら、以後は来なくなったよ。隣人でも散らかすやつがあったら、もっときれにせいといったり。隣の息子もちの夫婦ものにもこの間、テント作ってやったし。とにかく助けなければ気がすまんのよね。

仕事があったらどんなことでもするよ。なんとしても復帰せんことには。皿洗いでも何でもよいから仕事はしたい。見てよ、元気だろう（その通り、年より10歳若く見える）。でもこの性格だから、人助けで、手一杯、就職探しの時間がないよ。それと住民票をとりもどさねばならないけど、これめんどくさいだろう。これだけ取り戻せば、すぐ就職活動はじめられるよ。

（兵庫県G市在住）

聞き書き

一人暮らしは不安短時間でも働きたい

自立支援センター退所者・篠田雅則さん53歳・仮名

仕事の事故で骨折し、治療が長引き、体力が落ちて再就職もままならず、野宿生活へと陥りました。野宿をしていたときは、自立支援センターはもちろん、福祉について何も知らなかったんです。

巡回相談員から自立支援センターの説明を受け、入所を希望しました。センターに入ってからは、自分でやれそうな仕事の求人があると、何度でも面接に足を運びました。センター内で週に2回行われる職業相談がきっかけとなり、常用の仕事への就職が決まりました。

その後、アパートに移ってからも仕事は継続していましたが、体調を崩したことが原因で失職し、現在まで生活保護を受けています。しかし、1日2～3時間でもいいから、楽しく仕事がしたい。清掃員とか、できるものであればなんでもいいと思っています。

それで今は自炊をしながら、空いた時間で就職活動をしています。ハローワークでの紹介や、お店に張り出してある求人広告を見て面接に行くこともあります。

生意気に聞こえるかもしれませんが、短い時間でもいいから、仕事をすることで社会に奉仕をしたいのです。実際、一人暮らしは寂しく、くよくよしているより何かしてた方がいい。

自分が倒れた時に救急車を呼んでくれる人がいるのだろうか？一人で生活するのは不安だらけです。考えたら眠れない夜もあります。

福祉が受けられたことは感謝しています。ただ、法律的なことが分らず、今の生活がいつまで続けられるか正直悩んでしまい、一人で居るのがつらいのに、人とのつながりを持ちたくないというジレンマもあって、今日も答えのない問題を問い続けています。

●予告●　ホームレス技能講習について

4月から自立支援センター入所者を対象とする技能講習事業が始まります。これまで、あいりんの日雇い労働者向けの技能講習はありましたが、不況による建設土木の仕事の激減で、就職に結びつきにくくなっています。有効性のある技能とは何か、いろいろな試行錯誤があったようですが、ひとまず次の4種の技能講習が始まります。講習メニューの中には、就職を保証してくれるものもあります。（詳しくは次号にてお知らせします）

①ヘルパー（訪問介護員）2級養成講習　③ビルメンテナンスのクリーンスタッフ養成講習
②自動車運転免許証失効者講習　④農業ヘルパー養成講習

調査終わったで

前号でお知らせした、野宿生活をされている方々を対象とする全国一斉調査が終わりました。

私たちも調査に参加しました。ご協力いただいた方、どうもありがとうございました。たいへん貴重なお話を聞かせていただくことができました。

今回の調査では、①全国の野宿生活者の人数が報告、集計され（左表参照）、②野宿生活者が100人以上いる自治体では、詳しい聞き取り調査が実施されました。聞き取り調査は、関西では大阪市や堺市、八尾市、神戸市、尼崎市、京都市で実施されました。今回の調査結果をふまえて、国と自治体が対策の基本方針を策定することになります。

野宿生活者、全国で2万5000人超

元正社員が4割、ほぼ半数は体調不良

――厚生労働省が実態調査

公園や路上、河川敷などで野宿する人たちが全国で2,5296人にのぼることが、3月に発表された厚生労働省の全国一斉調査で明らかになりました。このうち2,000人余りを対象にした聞き取り調査では、野宿の期間が3年未満の人が半数を超え、直前まで常勤労働者（正社員）だった人が約4割に達することも分かり、長引く不況の影響が浮き彫りになっています。

調査は昨年7月に成立した「ホームレス自立支援法」に基づき、今年1～2月に全市区町村で実施。目視による野宿生活者の総数は、前回（2001年9月）の自治体調査より約1,200人増えました。都道府県別では大阪府7,757人、東京6,361人、愛知県2,121人の順となっています。市で最も多い大阪市は6,603人と、前回に比べ約2,000人減りましたが、今回の調査ではシェルターや自立支援センターの利用者などは集計に含まれていません。野宿生活の場所は公園41%、河川23%、路上17%、駅舎5%、その他14%でした。

面接による聞き取り調査の結果によると、平均年齢は55,9歳で、60歳以上が35%。野宿の期間は1年未満が31%、3年未満では56%を占め、新しい野宿生活者の増加を伺わせます。直前の職業は建設関係55%、製造業11%、サービス業9%などで、当時の雇用形態は正社員・常勤従業員が40%と、日雇い（36%）や臨時・パート（14%）を上回りました。野宿に至った理由（複数回答）では、「仕事が減った」36%、「倒産・失業」33%が目立ちます。

回答者の65%は廃品回収などの仕事をしていますが、平均月収は1万円以上3万円未満が35%、3万円以上5万円未満が19%、5000円以上1万円未満が14%。身体の不調を訴えている人は47%でしたが、このうち7割近くの人は治療を受けていませんでした。

都道府県別の野宿生活者の人数（人）

全国 25,296

北海道	142	川井	22	山口	65
青森	16	石川	24	岡山	231
岩手	18	福井	51	広島	33
宮城	222	山梨	37	山口	14
秋田	13	長野	86	徳島	46
山形	24	岐阜	465	香川	85
福島	43	静岡	2,121	愛媛	187
茨城	130	愛知	46	福岡	41
栃木	134	三重	57	佐賀	41
群馬	87	滋賀	660	長崎	124
埼玉	829	京都	7,757	熊本	39
千葉	668	大阪	947	大分	22
東京	6,361	兵庫	14	宮崎	80
神奈川	1,928	奈良	90	鹿児島	158
新潟	74	和歌山	13	沖縄	4
富山	24	鳥取			
		島根			

200人以上の市

仙台	203	川崎	829
さいたま	211	横浜	470
23区内	5,927	名古屋	1,788
		京都	624
		大阪	6,603
		堺	280
		神戸	323
		尼崎	323
		福岡	607
		北九州	421

資料　ホームレス自立支援法全文（2）

第三章　基本方針及び実施計画

（基本方針）

第八条　厚生労働大臣及び国土交通大臣は、第十四条の規定による全国調査を踏まえ、ホームレスの自立の支援等に関する基本方針（以下「基本方針」という。）を策定しなければならない。

2　基本方針は、次に掲げる事項について策定するものとする。

一　ホームレスの就業の機会の確保、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保並びに生活に関する相談及び指導に関する事項

二　ホームレス自立支援事業（ホームレスに対し、一の確認並びに生活に関する相談及び指導を行うとともに、就業の相談及びあっせん等を行うことにより、その自立を支援する事業をいう。）その他のホームレスの個々の事情に対応したその自立を総合的に支援する事業の実施に関する事項

三　ホームレスとなることを余儀なくされるおそれのある者が多数存在する地域を中心として行われるこれらの者に対する生活上の支援に関する事項

四　ホームレスに対し緊急に行うべき援助に関する事項、生活保護法による保護の実施に関する事項、ホームレスの人権の擁護に関する事項並びに地域における生活環境の改善及び安全の確保に関する事項

五　ホームレスの自立の支援等を行う民間団体との連携に関する事項

六　前各号に掲げるもののほか、ホームレスの自立の支援等に関する基本的な事項

3　厚生労働大臣及び国土交通大臣は、基本方針を策定しようとするときは、総務大臣その他関係行政機関の長と協議しなければならない。

（実施計画）

第九条　都道府県は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認められるときは、基本方針に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

2　前項の計画を策定した都道府県の区域内の市町村（特別区を含む。以下同じ。）は、ホームレスに関する問題の実情に応じた施策を実施するため必要があると認めるときは、基本方針及び同項の計画に即し、当該施策を実施するための計画を策定しなければならない。

3　都道府県又は市町村は、第一項又は前項の計画を策定するに当たっては、地域住民及びホームレスの自立の支援等を行う民間団体の意見を聴くように努めるものとする。

（以下次号につづく）

脱野宿情報　縁（えん）パワー

【巡回相談を活用しよう】

野宿者の多くはふたたび住居を定め、常用の仕事につきながら自立を考える人たちです。「自立支援センター」は、野外生活者たちが独り立ちをするきっかけづくりの場ではありますが、生活保護の施設ではありません。一定期間の宿泊と食事を提供され、その間に仕事を探してもらうことを原則にしています。この施設を利用するには巡回相談員との面談が前提になります。

巡回相談室は「大阪市生活保護施設連盟」が運営していて、相談員は市内の公園・道路・地下街・橋下・ターミナルなどで生活する人たちの生活相談に応じています。ひとりひとりの要望や訴えを聞かせてもらい、健康状態に対し救急車の手配や通院の検討をしたりもします。面談は野宿者が生活する場、つまりテント・小屋・ベンチ・不定住者がいる場で行います。10余名の相談員が定期的に市内巡回していますが、面接を希望される方は、先ずあなたの近くにある福祉事務所に相談してください。巡回の取次ぎをするようになっています。

「自立支援センター」は施設の整備や就労率でまだまだ不完全さもありますが、利用しだいで大きく活用出来る場所だと考えます。

■この記事に対するお問い合わせについては（06－4397－9305）元気百倍ネット・なにわ路情編集局　まで